

○軽井沢町自然保護審議会条例

昭和48年輕井沢町条例第24号

(設置)

第1条 軽井沢町の自然環境の保全に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、軽井沢町の自然環境の保全に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を町長に報告し、又は建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係官公庁の職員
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 各機関から選出された委員は、その役職在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任するものとする。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員（以下この条において「委員等」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員等が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「委員等」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年輕井沢町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

自然保護審議会の委員	会長			7,100
	委員			6,900

」

を

「

自然保護審議会の委員	会長			7,100
	委員			6,900
自然保護審議会の専門委員	委員			6,900

」

に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月27日条例第16号）